

「インセンティブ旅行支援事業」(前期分) 申請受付終了のお知らせ

沖縄県の委託により当財団において実施している、MICE 関連の「インセンティブ旅行支援事業」につきましては、助成金交付要綱「第 5 条第 3 項」に基づいて支援事業の受付を終了させていただく事になりましたのでお知らせいたします。

対象事業：インセンティブ旅行支援事業（前期分）

対象市場：韓国、台湾、中国、香港

対象期間：2019 年 4 月 1 日～6 月 30 日が催事開始日となる案件

受付終了：平成 31 年 4 月 5 日（金）の申請書原本到達分をもって、申請受付を終了。

※助成金交付要綱の第 5 条第 3 項に基づいての受付終了となります。

※当課の担当職員および海外の事務所へ事前に話を通してしている案件であっても、「不備のない状態で」書類の原本が到達していない場合は一切受付いたしません。